

IMSAP スタジオ 参加規約

IMSAP スタジオ参加企業及び団体（以下「甲」という）は、一般社団法人 Japan Innovation Network（以下「乙」という）が運営する IMSAP スタジオへの参加に関し、本規約内容を了解の上、別添の IMSAP スタジオ参加申込書の提出により申し込みを行う。

第1条（IMSAP スタジオの内容）

甲はイノベーション活動の成功確率を高める ISO56002 に基づくイノベーション・マネジメントシステム（以下 IMS）を自社に導入するために「イノベーション・マネジメントシステム・アクセラレーションプログラム（以下 IMSAP）」のうち、「IMSAP スタジオ」（以下に詳細記載。以下、総称して「本学習プログラム」という。）への参加を行う。

本学習プログラムにおいて、乙は甲に対し、IMS の考え方と ISO56002 の全体像を理解するための動画コンテンツを提供し、甲は、その動画を視聴（第3条記載の期間中は、IMS 導入準備の目的に限り、動画コンテンツを社内利用可能）し、全5回の対話セッションに参加し、甲、乙、そして他の本学習プログラム参加企業と共に議論を行う。また、甲は、対話セッションでの議論を踏まえて、自社議論を行い、IMS 導入・実践に向けた準備を進める。学習プログラム内容の詳細については、IMSAP スタジオパンフレット（別添）を参照する。

第2条（活動の理解）

本学習プログラムでは、乙は甲が IMS の考え方と ISO56002 の全体像を理解するための動画コンテンツを提供し、対話セッションや自社議論を通して、IMS 導入・実践に向けた準備作業を甲と共同で、別途双方合意したオンライン会議ツールを使って、実行するものとする。

第3条（期間）

本学習プログラムの有効期間は、2020年12月1日から2021年3月31日までとする。

第4条（IMSAP スタジオ参加料）

甲は乙に対し、本学習プログラム活動費用として金100万円および別途消費税等相当額を第5条の規定に従って支払う。

第5条（支払方法）

乙は甲に対し、第4条に定める IMSAP スタジオ参加料を下記（1）のとおり（2）に記載する各請求日書面にて一括で請求し、甲は乙に対し、下記（3）および（4）に従って請求金額およびその消費税等相当額を支払う。

- （1） 請求金額：合計 100 万円（消費税及び地方消費税別）
- （2） 請求日：動画コンテンツへのアクセス権を得た月の末日とする
- （3） 支払方法：乙が指定する銀行口座宛振込み
- （4） 支払期限：請求書受領月の翌月末日までに支払う

第6条（IMSAP スタジオ体制）

1. 本学習プログラムの遂行にあたり、乙は、乙の理事、その他必要と思われるパートナー企業等と共同でプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を組成することもある。その場合、乙は当該プロジェクトチームの運営管理を行う。
2. 乙は、前項の規定に従い、プロジェクトチームを組成する乙の理事、その他必要と思われるパートナー企業等に対しては、本規約に定める乙と同等の義務を課すものとする。

第7条（教材）

本学習プログラムにて、乙が甲に共有する動画コンテンツ・資料等（以下「教材」という。）は、第1条の学習プログラム内容に付随するものであり、全5回の対話セッション各回の資料は、乙から甲に共有されるが、各回のミーティング資料以上の報告書の作成等は、行われぬ。尚、動画コンテンツへのアクセス権は、本学習プログラムの終了時に失効する。また、動画コンテンツの複製(含録画)は、それを禁じる。

第8条（教材の権利の帰属）

本学習プログラムの過程において、乙から甲に提供される教材及び、本学習プログラム開始以前より乙の保有する情報、アイデア、ノウハウ、フレームワーク、著作権、発明、考案、アセスメントシートおよび意匠についての権利（以下「乙の知的財産権」という。）は乙に帰属する。

第9条（危険負担）

1. 教材の共有前に教材に滅失・毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失・毀損は乙の負担とする。
2. 教材の共有後に教材に滅失・毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を

除き、その滅失・毀損は甲の負担とする。

第 10 条（知的所有権の帰属）

1. 本学習プログラムの教材の知的所有権は乙に帰属する。但し、乙が許可すれば甲は教材を社内に限り利用することができる。また、本学習プログラムに伴う成果（以下「本件成果」という。）は、甲に帰属するものとし、甲はこれを自由に利用することができる。ただし、第 8 条に定める乙の知的財産権については、甲および甲の子会社（以下、自己がその議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。）は、甲または甲の子会社の業務の目的のためにのみ利用、使用、実施、複製、改変および翻案を非独占的にすることができるものとし、また、甲が本件成果を利用する場合には、合理的に適切および可能な範囲で、乙との共同活動の成果であることを明記するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本学習プログラムの過程において、本件成果として甲乙間であらかじめ想定した範囲（(イ) 乙の一般公開資料で公開されているものおよびその派生事項、(ロ) 今後甲乙間で事前に合意の上新たな依頼事項としたものおよびその派生事項）を超えるアイデアおよびプログラムを甲の情報（秘密情報を含む）によらず乙が単独で発明・創出し、特許、実用新案および意匠登録を受ける権利およびそれに基づく特許権、実用新案権および意匠権が生じた場合は、その帰属について甲、乙協議の上その帰属および帰属の割合をさだめるものとする。

第 11 条（第三者の権利侵害）

1. 甲および乙は、本学習プログラムの遂行にあたり第三者の権利を侵害しないように、それぞれの担当する業務範囲において留意する。
2. 万が一、教材および教材に含まれる知的財産権等が共有時点で存在するノウハウ、特許権、実用新案権、意匠権、著作権または営業秘密を侵害することを理由として、第三者から何らかの請求・異議が申し立てられ、または訴訟が提起された場合（以下「申し立て等」という）には、甲は遅滞なく申し立て等がなされた旨乙に書面で通知することを条件として、乙は、自己の責任と費用負担において当該申し立て等を解決するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、乙は、次のいずれかの事由を原因とする侵害については責任を負担しないものとする。
 - (1) 当該侵害が甲提出の資料または甲の指図に起因する場合
 - (2) 当該侵害が甲による教材の改造、改変に起因する場合
 - (3) その他甲の責に帰すべき事由のみに起因する場合

第 12 条（秘密保持）

1. 本学習プログラムにおいて秘密情報とは、本学習プログラムに関連して甲および乙が相手方から開示されまたは知り得た技術上または営業上の情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。
 - (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示される情報。
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示した書面または電子データにより提供されたもの。
 - (3) 甲の新事業に関する情報
2. 甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方から開示を受けた秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとし、また、本学習プログラム以外の目的のためにこれを使用しないものとする。ただし、本学習プログラムの目的を達成するために合理的な範囲内で、甲は、自己の子会社に対し、乙の秘密情報を開示することができるものとし、乙は、第17条に基づく委託先に対し、甲の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、甲および乙は、自己が秘密情報を開示した子会社または委託先に対して、本規約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該子会社または当該委託先の義務違反につき責任を負うものとする。
3. 甲および乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。
4. 甲および乙は、本学習プログラムの目的を達成するために合理的な範囲内でのみ秘密情報を複製することができるものとする。甲および乙は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示、著作権表示その他の表示を当該複製物に付すものとする。
5. 甲および乙は、本学習プログラムが終了した場合または相手方から要求のあった場合には、秘密情報およびその複製物を直ちに返還または廃棄するものとする。
6. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
 - (4) 被開示者が独自に開発した情報

第13条（損害賠償）

本学習プログラムの趣旨に違反して甲に損害を与えた場合、乙は第 5 条（1）に規定する IMSAP スタジオ参加料を上限としてその損害を賠償する責を負うものとする。

第 14 条（解約）

1. 甲または乙が、以下の各号のうち一以上に該当した場合、相手方は少なくとも 1 か月の猶予期間を設けて文書により催告する。催告にもかかわらず是正されなかった場合、相手方は本学習プログラムの全部または一部を解約することができる。
 - (1) 一方の当事者の故意または過失により、他方の当事者に損害を与えたとき。
 - (2) 一方の当事者が正当な理由なく本規約の履行を怠ったとき。
 - (3) その他一方の当事者が本規約の条項に違反したとき。
2. 甲または乙が、以下の各号のうち一以上に該当した場合、相手方は何らの通知・催告を要せず直ちに本学習プログラムの全部または一部を解約することができる。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分または競売の申立があった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、または保全差押を受けた場合。
 - (2) 手形、小切手が不渡となり手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 破産、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があった場合。
 - (4) 合併、解散、清算、または営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。
 - (5) 天災等の不可抗力により本学習プログラムの遂行が不可能となった場合。

第 15 条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲および乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - (1) 自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 自己および自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - (3) 自己および自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与しないこと。
 - (4) 自己および自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
2. 甲および乙は、前項を確認することを目的として相手方が行う調査に協力する

ものとする。

3. 甲および乙は、第 1 項に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には相手方に直ちに通知するものとする。
4. 甲および乙は、相手方が第 1 項に違反した場合は、相手方に対し何らの催告をすることなくただちに本学習プログラムの全部または一部を解除することができる。
5. 前項による解除は、解除権を行使した者がその被った損害につき相手方に対し損害賠償を請求することを妨げない。また、前項による解除により相手方に損害が生じても、解除権を行使した者はこれを一切賠償しないものとする。

第 16 条（譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の事前の承諾なしには、第三者に本学習プログラムに基づく権利を譲渡し、担保に供し、または本学習プログラムに基づく義務を引受けさせることはできないものとする。

第 17 条（委託）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾なしには、本学習プログラムの全部または一部を第三者に委託しないものとする。
2. 乙は、前項に基づき甲の承諾を得て本学習プログラムの全部または一部を第三者に委託した場合、当該第三者に本規約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとする。

第 18 条（信用）

乙は、本学習プログラムの履行にあたり、甲の信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を一切行わないものとする。

第 19 条（乙の地位）

1. 本規約は、乙に対し甲の代理人としての地位を与えるものではなく、乙は、第三者に対し甲の代理権を有する旨の表示を一切行わないものとする。
2. 乙は、本学習プログラムの履行に関連して第三者と取引を行う場合、すべて乙の名義と責任において行うものとする。

第 20 条（合意管轄）

本学習プログラムにおいて紛議が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 21 条（残存条項）

第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条および第 20 条の規定は本学習プログラム終了後も有効に存続するものとする。

第 22 条（協議事項）

本規約について事前想定していない事項および本規約の解釈の疑義については、法令の規定ならびに慣習に従うほか、甲乙誠意をもって協議解決を図るものとする。なお、解決にあたり費用が発生した場合、甲乙いずれか一方の責に帰さない限り、原則として甲において発生した費用は甲が、乙において発生した費用は乙が負担する。